

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険(製造業用)手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00018</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 4 月 16 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 9 月 28 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 17 年 9 月 日 一部改正</u></p> <p>第1～17条（略）</p> <p>（保険金の支払の請求）</p> <p>第 18 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条の規定に基づき別紙様式第 14 - 1 による限度額設定型貿易保険(製造業用)（船積前）保険金請求書又は別紙様式第 14 - 2 による限度額設定型貿易保険(製造業用)（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。<u>ただし、請求する保険金の額が 3 0 0 万円以下の場合にあっては、第一号 (A)及び、第二号、 、 (D)、 、 及び の書類の提出を要しない。</u></p> <p>一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険（以下「輸出等不能事故」という。）の場合 保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類</p> <p>(I) <u>請求する保険金の額が 3 0 0 万円以下の場合にあっては、別紙様式第 1 5 による保険金請求経緯書</u></p> <p>(D) <u>請求する保険金の額が 3 0 0 万円超の場合にあっては、様式任意</u></p> <p>質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険(製造業用)手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00018</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 4 月 16 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 9 月 28 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>第1～17条（略）</p> <p>（保険金の支払の請求）</p> <p>第 18 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条の規定に基づき別紙様式第 14 - 1 による限度額設定型貿易保険(製造業用)（船積前）保険金請求書又は別紙様式第 14 - 2 による限度額設定型貿易保険(製造業用)（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険（以下「輸出等不能事故」という。）の場合 保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類</p> <p>質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は</p>

書

損失計算書

損失計算の基礎となる証拠書類の写し

- (イ) 供給契約を証する書類
- (ロ) 既支出費用を証する書類
- (ハ) 貨物の処分を証する書類
- (ニ) 貨物の処分のために要した費用を証する書類
- (ホ) 貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類(船荷証券、インボイス等)
- (ヘ) 在庫証明書、入出庫証明書
- (ト) 保険事故の内容を証する書類

輸出契約書等の写し

保険証券の写し(質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券)

保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

その他参考となる書類

二 約款第3条第2号及び第3号のてん補危険(以下「代金等回収不能事故」という。)の場合

保険金請求経緯書

(イ) 請求する保険金の額が300万円以下の場合には、別紙様式第15による保険金請求経緯書

(ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合には、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意

(i) 保険金請求に至る経緯

(ii) 支払人との取引の状況(保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)

同意書

損失計算書

損失計算の基礎となる証拠書類の写し

- (イ) 供給契約を証する書類
- (ロ) 既支出費用を証する書類
- (ハ) 貨物の処分を証する書類
- (ニ) 貨物の処分のために要した費用を証する書類
- (ホ) 貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類(船荷証券、インボイス等)
- (ヘ) 在庫証明書、入出庫証明書
- (ト) 保険事故の内容を証する書類

輸出契約書等の写し

保険証券の写し(質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券)

保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

その他参考となる書類

二 約款第3条第2号及び第3号のてん補危険(以下「代金等回収不能事故」という。)の場合

保険金請求経緯書

(イ) 保険金請求に至る経緯

(ロ) 支払人との取引の状況(保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)

なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる船積日前 6 月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。

(iii) 支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

(iv) 輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

(v) 今後の回収見通し

(vi) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）
質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

未決済額が確認できる書類

一部入金がある場合は、入金を確認できる書類

外貨建ての場合は、為替換算率証明書

手形が発行されている場合は、その写し

保険事故を証する書類

(イ) 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類

(ロ) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類

支払保証付案件については、その保証状の写し

（L / Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）

他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類

船積を証する書類の写し

(八) 支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

(二) 輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

(ホ) 今後の回収見通し

(ハ) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）

質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

未決済額が確認できる書類

一部入金がある場合は、入金を確認できる書類

外貨建ての場合は、為替換算率証明書

手形が発行されている場合は、その写し

保険事故を証する書類

(イ) 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類

(ロ) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類

支払保証付案件については、その保証状の写し

（L / Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）

他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類

船積を証する書類の写し

保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券）

輸出契約等を証する書類の写し

輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し

決済金額及び決済期限が確定していることを証する書類の写し

保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

その他参考となる書類

2 一の輸出契約等について、複数の保険契約を締結している場合には、同時に請求するものとする。

3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。

（保険金請求権の消滅時効の中断申請）

第 19 条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 16 による限度額設定型貿易保険（製造業用）時効中断承認申請書を本店等に提出するものとする。

（回収義務の終了認定）

第 20 条 被保険者は、約款第 29 条第 1 項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第 17 による限度額設定型貿易保険（製造業用）回収義務終了認定申請書に運用規程第 18 条の各号のいずれかに該当する事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券）

輸出契約等を証する書類の写し

輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し

決済金額及び決済期限が確定していることを証する書類の写し

保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

その他参考となる書類

2 一の輸出契約等について、複数の保険契約を締結している場合には、同時に請求するものとする。

3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。

（保険金請求権の消滅時効の中断申請）

第 19 条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 15 による限度額設定型貿易保険（製造業用）時効中断承認申請書を本店等に提出するものとする。

（回収義務の終了認定）

第 20 条 被保険者は、約款第 29 条第 1 項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第 16 による限度額設定型貿易保険（製造業用）回収義務終了認定申請書に運用規程第 18 条の各号のいずれかに該当する事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収義務の履行状況の報告)

第 21 条 被保険者は、約款第 29 条第 2 項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第 18による限度額設定型貿易保険(製造業用)回収義務履行状況報告書(以下「回収義務履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第 3 項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から 3 月ごとに本店等に提出するものとする。

2 決済期限(約款第 3 条第 1 号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日)から 2 年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から 1 年ごとに提出するものとする。

3 前 2 項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して何らかの状況の変化を知ったときは、回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。

4 前 3 項の場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第 22 条 被保険者は、約款第 29 条第 7 項、第 8 項又は第 10 項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第 19 - 1による限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積前)回収金納付通知書、別紙様式第 19 - 2による限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積後)回収金納付通知書に回収納付金計

(回収義務の履行状況の報告)

第 21 条 被保険者は、約款第 29 条第 2 項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第 17による限度額設定型貿易保険(製造業用)回収義務履行状況報告書(以下「回収義務履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第 3 項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から 3 月ごとに本店等に提出するものとする。

2 決済期限(約款第 3 条第 1 号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日)から 2 年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から 1 年ごとに提出するものとする。

3 前 2 項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して何らかの状況の変化を知ったときは、回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。

4 前 3 項の場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第 22 条 被保険者は、約款第 29 条第 7 項、第 8 項又は第 10 項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第 18 - 1による限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積前)回収金納付通知書、別紙様式第 18 - 2による限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積後)回収金納付通知書に回収納付金計

算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。

- 2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収金納付請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第23条 約款第29条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第20による限度額設定型貿易保険(製造業用)回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第24条 被保険者は、約款第29条第4項又は第30条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第21による限度額設定型貿易保険(製造業用)権利行使等委任状(サービサー回収用)を本店等に提出するものとする。

- 2 被保険者は、約款第30条第1項及び第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第23による「合理的な理由」認定申請書を本店等へ提出し日本貿易保険の承認を得なければならない。

- 3 前項の承認を得た場合その他日本貿易保険が権利行使委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申込みことができ、被保険者は、別紙様式第22による限度額設定型貿易保険(製造業用)権利行使等委任状を本店等に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第25条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第24による限度額設定型貿易保険(製造業用)回収納付金返還請求書に請求金額の

算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。

- 2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収金納付請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第23条 約款第29条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第19による限度額設定型貿易保険(製造業用)回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第24条 被保険者は、約款第29条第4項又は第30条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第20による限度額設定型貿易保険(製造業用)権利行使等委任状(サービサー回収用)を本店等に提出するものとする。

- 2 被保険者は、約款第30条第1項及び第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第22による「合理的な理由」認定申請書を本店等へ提出し日本貿易保険の承認を得なければならない。

- 3 前項の承認を得た場合その他日本貿易保険が権利行使委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申込みことができ、被保険者は、別紙様式第21による限度額設定型貿易保険(製造業用)権利行使等委任状を本店等に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第25条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第23による限度額設定型貿易保険(製造業用)回収納付金返還請求書に請求金額の

基礎となるべき書類を添付し、本店等に提出するものとする。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から実施する。

別 表

様式番号	提出書類	提出部数
1 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用) 事前相談依頼書	1 (1)
1 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用) 事前相談依頼書	1 (1)
2 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用) 申込書	1
2 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用) 申込書	1
3	限度額設定型貿易保険(製造業用) 申込確認書	1
4 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用) 輸出契約等締結通知書	1
4 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用) 輸出契約等締結通知書	1
4 - 3	限度額設定型貿易保険(製造業用) 輸出契約等締結通知訂正承認申請書	1 (1)
5	限度額設定型貿易保険(製造業用)における他の保険契約の通知書	1
6	限度額設定型貿易保険(製造業用) 被保険者合併等通知書	1
7 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用) 保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
7 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用) 保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
8 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用) 質権等設定承諾申請書	1 (1)
8 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用) 質権等設定解除等通知書	1 (1)
9	限度額設定型貿易保険(製造業用) 事情発生通知書	1 (1)
10 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用) (船積前) 損失発生通知書	1 (1)
10 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用) (船積後) 危険・損失発生通知	1 (1)

基礎となるべき書類を添付し、本店等に提出するものとする。

別 表

様式番号	提出書類	提出部数
1 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用) 事前相談依頼書	1 (1)
1 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用) 事前相談依頼書	1 (1)
2 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用) 申込書	1
2 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用) 申込書	1
3	限度額設定型貿易保険(製造業用) 申込確認書	1
4 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用) 輸出契約等締結通知書	1
4 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用) 輸出契約等締結通知書	1
4 - 3	限度額設定型貿易保険(製造業用) 輸出契約等締結通知訂正承認申請書	1 (1)
5	限度額設定型貿易保険(製造業用)における他の保険契約の通知書	1
6	限度額設定型貿易保険(製造業用) 被保険者合併等通知書	1
7 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用) 保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
7 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用) 保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
8 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用) 質権等設定承諾申請書	1 (1)
8 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用) 質権等設定解除等通知書	1 (1)
9	限度額設定型貿易保険(製造業用) 事情発生通知書	1 (1)
10 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用) (船積前) 損失発生通知書	1 (1)
10 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用) (船積後) 危険・損失発生通知	1 (1)

書

11	限度額設定型貿易保険(製造業用)損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)
12 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積前)入金通知書	1 (1)
12 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積後)入金通知書	1 (1)
13	限度額設定型貿易保険(製造業用)における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)
14 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積前)保険金請求書	1 (1)
14 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積後)保険金請求書	1 (1)
<u>15</u>	<u>限度額設定型貿易保険(製造業用)保険金請求経緯書(保険金請求額が300万円以下の案件)</u>	<u>1 (1)</u>
<u>16</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)時効中断承認申請書	1
<u>17</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)回収義務終了認定申請書	1 (1)
<u>18</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)回収義務履行状況報告書	1 (1)
<u>19 - 1</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積前)回収金納付通知書	1 (1)
<u>19 - 2</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積後)回収金納付通知書	1 (1)
<u>20</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)回収費用負担請求書	1 (1)
<u>21</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)権利行使等委任状(サービス一回収用)	1 (1)
<u>22</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)権利行使等委任状	1 (1)
<u>23</u>	「合理的な理由」認定申請書	1 (1)
<u>24</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)回収納付金返還請求書	1 (1)

その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による

注：提出部数欄の()内は、添付資料の数

提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

書

11	限度額設定型貿易保険(製造業用)損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)
12 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積前)入金通知書	1 (1)
12 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積後)入金通知書	1 (1)
13	限度額設定型貿易保険(製造業用)における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)
14 - 1	限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積前)保険金請求書	1 (1)
14 - 2	限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積後)保険金請求書	1 (1)
<u>15</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)時効中断承認申請書	1
<u>16</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)回収義務終了認定申請書	1 (1)
<u>17</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)回収義務履行状況報告書	1 (1)
<u>18 - 1</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積前)回収金納付通知書	1 (1)
<u>18 - 2</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積後)回収金納付通知書	1 (1)
<u>19</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)回収費用負担請求書	1 (1)
<u>20</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)権利行使等委任状(サービス一回収用)	1 (1)
<u>21</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)権利行使等委任状	1 (1)
<u>22</u>	「合理的な理由」認定申請書	1 (1)
<u>23</u>	限度額設定型貿易保険(製造業用)回収納付金返還請求書	1 (1)

その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による

注：提出部数欄の()内は、添付資料の数

提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。